

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

2024 年 11 月号 (Vol.10)

森・濱田松本法律事務所 環境法プラクティスグループ

EU 森林破壊フリー製品規則の適用開始延期及びガイダンス等の公表

- I. はじめに
- II. 適用開始延期の影響
- III. ガイダンス等の実務上のポイント
- IV. おわりに

森・濱田松本法律事務所
弁護士 川端 健太
TEL. 03 6266 8743
kenta.kawabata@mhm-global.com
弁護士 水本 真矢
TEL. 03 5223 7752
shinya.mizumoto@mhm-global.com
弁護士 平田 亜佳音
TEL. 03 6266 8759
akane.hirata@mhm-global.com

I. はじめに

欧州委員会は、2024 年 10 月 2 日、同年 12 月 30 日から適用開始が予定されていた EU 森林破壊フリー製品規則 (Regulation on Deforestation-free Products)¹² (以下「EUDR」といいます。) について、適用開始を 1 年間延期する提案³を行った旨を公表するとともに、規則の解釈等に関するガイダンス、FAQ の更新版、生産国リスクの分類方法を含む国際協力フレームワークを公表しました⁴。

EUDR は、世界的な森林破壊・森林劣化に対して EU が与える影響を軽減するため、牛、カカオ、コーヒー、パームオイル、ゴム、大豆、木材 (以下「対象産品」といいます。) 及びこれらの関連製品を、EU 市場に上市又は EU から輸出する事業者及び取引業者に対して、デューディリジェンスの実施・報告等を義務付けるものですが、関係者からの懸念を踏まえ、「バランスを取った解決方法」として、適用開始を 1 年間延期する提案に至りました。

本号では、適用開始延期の影響及び同時に公表されたガイダンス等のポイントを紹介します。

II. 適用開始延期の影響

上述のとおり、欧州委員会は、2024 年 12 月 30 日を予定していた EUDR の適用開始を 2025 年 12 月 30 日に 1 年間延期することを提案しました。この提案は、事業者等が円滑に EUDR に従ったデューディリジェンスを開始できるよう準備期間を確保するた

¹ [Regulation - 2023/1115 - EN - EUR-Lex \(europa.eu\)](#)

² EUDR の概要については [ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN 2024 年 10 月号 \(Vol.9\)](#) をご参照ください。

³ 適用開始の延期は、欧州議会及び EU 理事会による採択により正式に決定されます。

⁴ [EU Deforestation Regulation implementation \(europa.eu\)](#)

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

めのものであり、規則の内容自体に変更はありません。

欧州委員会の提案どおりに適用開始が延期された場合、原則的な適用開始時期が 2025 年 12 月 30 日となるとともに、小規模事業者（micro-undertakings 及び small undertakings）についての適用開始も 2025 年 6 月 30 日から 2026 年 6 月 30 日に 1 年間延期されます。

他方、森林破壊・森林劣化のリスクが高い生産国及び低い生産国のリストについては、2024 年 12 月 30 日までに実施規則の形で公表予定とされていたところ、今回の公表では 2025 年 6 月 30 日までに実施規則によって各国のリスクを分類するベンチマーキング・システムを最終化するとされています。これにより、適用開始よりも前に生産国リスクが判明し、事業者等は生産国リスクを踏まえたデューディリジェンスやサプライチェーンマネジメントが可能となると期待されます。

また、デューディリジェンス報告書⁵を提出するためのシステムも、適用開始の約 1 年前である 2024 年 12 月中に利用可能となる見込みであり、実際にデューディリジェンス報告書を提出することも可能となります。そのため、事業者等は、適用開始前に、具体的なシステムを踏まえた社内体制の整備等を準備することができることとなります。

Ⅲ. ガイダンス等の実務上のポイント

欧州委員会は、適用開始の延期とともに、規則の解釈等に関する[ガイダンス](#)、[FAQ の更新版](#)（54 の Q を更新し、130 の FAQ を掲載）及び[国際協力フレームワーク](#)を公表しました。これにより、適用開始後の対応が更に具体化されたと言えます。以下では、ガイダンス等で新たに公表された情報について、重要なポイントを紹介します。

1. 「上市（placing on the market）」、「輸出（export）」及び「市場で利用可能にすること（making available on the market）」

EUDR では、事業者は、対象産品や関連産品を EU 域内で「上市」又は「輸出」する前に、デューディリジェンスを行う義務を負います。また、取引業者は、対象産品や関連産品を「市場で利用可能にすること」場合に一定の義務を課されます。今回公表されたガイダンスでは、EUDR の適用においてポイントとなる概念である「上市」、「市場で利用可能にすること」、「輸出」について、それぞれ以下のように解釈すべきことが示されました。

上市 (placing on the market)	✓ 事業者が、対象産品又は関連産品を EU 市場に、①流通、消費又は使用のために、②初めて、③商業活動の一環として供給する場合に「上市」に該当する。 ✓ 既に EU 市場に存在した物品は対象とならない。
--------------------------------------	---

⁵ 記載内容は EUDR の Annex II で規定されています。

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

輸出 (export)	✓ Regulation (EU) 952/2013 の 269 条に定められた税関における輸出手続を指し、EU の税関領域から持ち出される EU 商品を指す。
市場で利用可能にすること (making available on the market)	✓ 取引業者が、対象製品又は関連製品を EU 市場に、①流通、消費、又は使用のために、②商業活動の一環として供給する場合に該当する。 ✓ 対象製品が EU 内で収穫又は生産されたか、EU に輸入され「自由な流通のためのリリース (release for free circulation)」という税関手続に置かれたものであることを意味する。 ✓ ②は、有償・無償を問わないものの、私的な活動は含まない。

また、今回新たに追加された FAQ においては、中古品 (second-hand products) については、ライフサイクルを終え、廃棄物として処分する場合は、EUDR は適用されないとされています。

さらに詳細なシナリオごとの適用関係もガイダンスの Annex I で示されており、参考となります。

2. 複合製品 (composite products)

これまでの FAQ においては、まとめ売りをする場合 (bulk traded products)、全ての関連製品についてデューディリジェンスを実施する必要があるとされていました。

更新された FAQ では、複合製品 (composite products) に関する考え方が追加されています。当該 FAQ によれば、同一の対象製品に係る関連製品によって構成される複合製品の場合、当該製品を構成する全ての関連製品についてデューディリジェンスを実施する必要があるとされています。例えば、異なる木材で製造された木製家具については全ての木材についてデューディリジェンスを実施する必要があります。一方、複数の対象製品に係る関連製品によって構成される複合製品の場合、主要な対象製品及びその関連製品に関してのみデューディリジェンスを実施すれば足りるとされました。例えば、ココアパウダー、ココアバター、パームオイルを含むチョコレートバーの場合、主要な対象製品はカカオになるため、カカオの関連製品であるココアパウダーやココアバターについてデューディリジェンスを実施すれば足り、パームオイルについては対象製品の類型が異なる (対象製品はパームオイル) ことから、デューディリジェンスは実施不要とされています。

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

商品	関連製品（例）
木製家具 （主要対象産品：木材）	木材 1 ⇒ デューディリジェンス実施 必要 木材 2 ⇒ デューディリジェンス実施 必要
カカオ （主要対象産品：カカオ）	ココアパウダー ⇒ デューディリジェンス実施 必要 ココアバター ⇒ デューディリジェンス実施 必要 パームオイル ⇒ デューディリジェンス実施 不要

3. 2023 年 6 月 29 日以前に生産された対象産品・関連製品を用いた商品

製品が 2023 年 6 月 29 日以前に生産された対象産品や関連製品を用いている場合、当該対象産品や関連製品については EUDR は適用されません（例えば、牛の場合、2023 年 6 月 29 日以前に生まれた牛は EUDR の適用対象外となります。）。今回更新された FAQ によれば、この場合、事業者等においてデューディリジェンス報告書の提出義務を負うことは無いものの、EUDR の適用が無いことを事業者等において合理的な証拠をもって証明できるように準備しておく必要があります。

4. 合法性要件

対象産品や関連製品を EU 市場へ上市又は EU から輸出するためには、対象産品や関連製品について、森林破壊がないこと（森林破壊フリー要件）とともに、生産国の関連法令に従い生産されたものであること（合法性要件）をデューディリジェンスにおいて確認することが必要となりますが、ガイダンスは、合法性要件についても具体的な解説を追加しました。

まず、合法性要件において確認すべき法令について、EUDR 上、土地使用权（land use rights）、環境保護（environmental protection）、第三者の権利（third parties' rights）、労働権（labour rights）、国際的に保護された人権（human rights protected under international law）、自由意思による事前の十分な情報に基づく同意（free, prior and informed consent : FPIC）の原則、税金・反贈収賄・通商・関税（tax, anti-corruption, trade and customs regulations）等の類型が示されていましたが、これらについてさらに以下のとおり、より詳細な該当例が示されました。なお、確認すべき法令には、国家レベルの法律のみでなく、地方の法律、二次的な法令（secondary legislation）、条約を含む国際法が含まれます。

- ・ 土地使用权（land use rights）：以下を含む土地における収穫及び生産又は土地の管理に関する法律。
 - － 土地（特に農地又は森林）の譲渡に関する法律
 - － 土地の賃貸借取引に関する法律

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

- ・ 環境保護（environmental protection）：以下を含む森林破壊・森林劣化の停止、温室効果ガス排出量の削減又は生物多様性の保全の目標に関する法律。
 - － 保護地域に関する法律
 - － 自然保護及び自然再生に関する法律
 - － 野生生物及び生物多様性の保護と保存に関する法律
 - － 絶滅危惧種に関する法律
 - － 土地開発に関する法律
- ・ 森林関連規則（Forest-related rules）：
 - － 森林の保護と保存、持続可能な森林管理に関する法律
 - － 反森林破壊法
 - － 法的に定められた区画内での木材伐採の権利
- ・ 第三者の権利（third parties' rights）：対象産品及び関連製品の生産により影響を受ける使用権や所有権、先住民や地域コミュニティの伝統的な土地利用権を含む。
- ・ 労働権（labour rights）及び国際的に保護された人権（human rights protected under international law）：対象産品の生産地域に存在する人々（その目的に鑑みて EUDR に関連性を有する場合に限る。）や、国家レベルの法律が適用された場合又は国家レベルの法律で規定された場合に対象産品及び関連製品の生産地域に権利（先住民や地域コミュニティの権利を含む。）を持つこととなる人々に適用される法律。
- ・ 自由意思による事前の十分な情報に基づく同意（free, prior and informed consent: FPIC）の原則：国連人権高等弁務官事務所（Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights: OHCHR）によるガイダンスを参照する。
- ・ 税金・反贈収賄・通商・関税（tax, anti-corruption, trade and customs regulations）：EUDR の目的と特別な関係を有する EU 市場に出入りするサプライチェーンに適用される法律及び農業・木材生産の関連セクターに特別な関連を有する通商及び関税に関する法律。

また、ガイダンスは、合法性要件を確認するためのデューディリジェンスにおいては、全てを低リスク国から調達している場合でない限り、リスク評価も視野に入れて情報収集を行うことが必要であり、また、収集した情報は、①各情報間での整合性、②各情報から厳密に証明できる内容、③各文書がどのような状況で作成されたか（政府のコントロール下にあるか、独立監査を受けているか等）、④偽造や違法に作成された可能性を確認した上で内容及び信頼性を評価すべきとされ、文書の真正性については各国の腐敗レベルも加味して合理的な手法により調査すべきとされています。

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

5. 生産国リスク

EUDRに基づくデューディリジェンスにおいては、対象産品や関連製品の生産国リスク等を踏まえたうえでリスク評価を行い、非遵守製品であるリスクが無い又はリスクが無視できる程度であることが判明した場合を除き、リスク緩和措置を実施する必要がありますが、生産国リスクについては、一旦 2023 年 6 月 29 日時点では、全ての国を高リスク国にも低リスク国にも該当しない standard とし、追って実施規則の形で高リスク国と低リスク国を公表することとされていました。今回公表された国際協力フレームワークでは Annex において生産国リスクの分類に関するベンチマーキング・システムに適用される分類方法の原則が示されるとともに、大部分の国は（standard ではなく）低リスクに分類されとの見込みが示されています。これにより、森林破壊・森林劣化のリスクが高い国に集中してデューディリジェンスを実施することが可能となる見込みです。なお、生産国リスクの分類は、国連の食糧農業機関（Food and Agriculture Organization : FAO）が 5 年ごとに基礎となるデータを公表する都度見直す予定であり、初回の見直しは 2026 年が予定されています。

なお、国際協力フレームワークでは EU が森林破壊・森林劣化に関してエンゲージメントを行う際の原則が示されていますが、原則の一つとして、人権を中心に据えたアプローチ（Human rights-centred approach）が掲げられており、原住民や現地のコミュニティを含む森林破壊・森林劣化に関与する人々の人権を保護し、これらの人々の森林保護への関与を促すことが挙げられている点は注目されます。

IV. おわりに

本号では、EUDR の適用開始の延期の影響並びに新たに公表されたガイダンス、FAQ の更新版及び国際協力フレームワークのポイントを紹介しました。ガイダンス等により EUDR の解像度が上がり、また、適用開始が延期されたことで、影響を受ける企業としては、適用開始に備えた準備が進めやすくなりました。また、今後、デューディリジェンス報告書提出用のシステムや生産国リスクの高い国のリストが公表された場合、更に具体的な検討が可能となることが期待されます。

もっとも、今回公表された FAQ でも、デューディリジェンス用のフォーマットや質問事項リストのひな型を提供する予定は無いとの明確な回答がされており、EUDR の対応を進めていく中で、企業側で判断しなければならない場面も多く想定されます。かかる場面においては、法律専門家のアドバイス等も踏まえつつ、後日当局等から指摘を受けた場合に備えて、当該判断が合理的であったことを事後的に証明できるようなプロセスを経ることが重要と考えられます。

ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN

セミナー情報

- セミナー 『「ビジネスと人権」重要トピック別連続ウェビナー2024（全9回シリーズ）：第8回「人権×環境 ～生物多様性～」』
 配信期間 2024年10月23日（水）～2024年12月31日（火）
 講師 御代田 有恒、高津 洸至、山下 泰周、深見 瑞
 主催 森・濱田松本法律事務所
 【お申込みに関して】
 会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。
 ※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『【eメタンの導入のための諸論点】 都市ガスのカーボンニュートラル化に向けた規制・制度のポイント』
 開催日時 2024年11月25日（月）13:30～15:30
 講師 木山 二郎
 主催 株式会社日本ナレッジセンター

文献情報

- 書籍 『ゲノム法』
 出版社 株式会社商事法務
 著者 吉田 和央

- 論文 「EU 排出量取引制度（EU ETS）—日本の制度設計に対する示唆」
 掲載誌 ジュリスト No.1602
 著者 武川 丈士